

-
- 種別 : 個人
 - 氏名 : 佐野 直也
-

問5 (リースの定義及びリースの識別に関する質問)

同意しない。民法とリース基準での賃借の概念が異なるため。

問6 (借手のリース期間に関する質問)

同意しない。借手が行使することが確実な延長オプションの見積りが困難であること、また見積ったとしても監査法人側との協議が難航することが容易に想定され、不必要な苦勞をすることが目に見えているため

問10 (少額リースに関する簡便的な取扱いについての質問)

簡便的な取り扱いを残そうとする案を提示した点については実務上の負担軽減に配慮されており、ありがたいと考えるが、現時点では以下の2点で同意しない。

1. 通貨

日本円と米ドルいずれかということだが、日本基準を適用し、日本での売上がほとんどを占める企業もいることを想定すると5千米ドルをよりは日本円のがよい。

2. 金額

現在のオペレーティングリースの金額基準が300万円であることは理解している。これについて、日本に限らず昨今の物価上昇を踏まえると300万円では心もとないことが想定されるため。最大~1,000万円まで引き上げ、実務負担の軽減を図るよう最大限配慮すべきと考える。そもそも300万円の根拠が乏しく、1,000万まで引き上げたところで利用者の意思決定を誤らせるだけの不都合があるとは考えづらい。

質問14 (リースの契約条件の変更及びリースの契約条件の変更を伴わないリース負債の見直しに関する質問)

同意しない。業務負担が大きくなるため。

質問15 (借手のリース期間に含まれない再リースに関する質問)

現行実務に即しているため同意する。

質問21 (注記事項に関する質問)

同意しない。少額リースや短期リースを取り入れないことを提案していることは感謝するものの、本リース会計基準の改正に沿った膨大な資料を収集し注記するコストベネフィットが見出せるとは考えづらいため。

質問 23 (適用時期に関する質問)

同意しない。会計処理の検討はもちろんのこと、当社を例に挙げると自社開発のシステムを使ってきたため、自社に合うシステムへの入れ替え、業務フローの再検討、子会社を含めた社内整理等、影響範囲が多岐に渡るためである。また、2024 年問題もあり、基準を改正するのであれば 2 年では不足するため 5 年程度の準備期間が欲しい。

聞くところによるとシステムベンダーによっては、入替需要もありすぐに入替着手できる状況ではないことも伺っている。

質問 26 (賃貸等不動産基準の改正)

(2) 賃貸等不動産の範囲を変更しない場合のみ同意する。

質問 27 (その他)

①基準の文言記載

収益認識基準の時にも感じたことだが、IFRS の基本的な考えをすべて取り込む姿勢は極力理解するものの、基準の表現を IFRS を和訳しただけのように難解な表現にすべきではない。より平易な文章に書き替えないと、一般的な事業会社の経理担当者がついていけなくなる。

②リースの範囲

IFRS 適用事例を参考にすると、事務所のみならず社宅までリースの範囲に含めていると伺っているが、会社がコストを負担しているが事業に供していない使用権資産まで範囲に含めることの意義を見出せない。使用権資産から除外していい内容の検討が必要である。

また、業種によってはレンタルを他社から受け事業を行う例もあろうが、本基準との関係性が示されていないように見受けられる。